教職員間のハラスメントや児童生徒に対する性犯罪・性暴力を中心とした教職員の不祥事の防止策及び発生した際の対応の強化策について

【概要】 (令和6年4月 高知県教育委員会)

資料4

〈趣旨〉

- 近年、本県において、教職員間のハラスメントや児童生徒に対する性犯罪等をはじめとして、教職員の不祥事に伴う懲戒処分が多発している。
- このような事案は、被害者の心身に多大な傷を与えるような事案であることはもちろん、公教育に対する信頼を著しく損ねるものであり、決して許されない。
- 〇また、特に上記のハラスメント事案にあたっては、事案発生時に、学校、市町村教育委員会、県教育委員会それぞれの機関における役割分担を適切に果たしながら、
- 相談者への配慮や関係機関同士の速やかな情報共有、そしてそれに基づく必要な対応の実施など、対応体制を確立していくことが必要。
- 〇 これを踏まえ、県教育委員会として、教職員の不祥事事案について、「抜本的な防止策」と「発生時の適切・迅速な対応体制の確立」という両輪で進めていく観点から、今後の取組を取りまとめた。
- 取りまとめにあたって、県教育委員会事務局に関係各課で構成する「教職員不祥事防止対策強化PT」を設置して議論を行った。また、教職員間のハラスメント及び 児童生徒に対する性犯罪等に係る取組については、各分野の有識者による「高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会」での指摘等も踏まえて、策定した。
- なお、取りまとめた取組については、様々な状況等を踏まえて機動的に今後も見直しを実施していくものであり、本取りまとめをもって終わりではない。

## ハラスメント及び児童生徒に対する性犯罪等への対応

#### 1. 抜本的な防止策と発生時の適切・迅速な対応体制の確立

- ① ハラスメント及び児童生徒に対する性犯罪等の事実認定や防止の取組等における、 外部有識者の専門的知見による客観性の向上と取組の改善
  - : 常設の委員会を設置し、専門的知見からの意見等を受ける。
- ② 事案が発生した場合の市町村教育委員会及び学校で実施すべき対応の周知・徹底
- : 対応マニュアル等による周知等を図る。
- ③ 県内の全ての学校において校内研修実施を要請
- ④ 教職員の相談体制の周知・構築
  - : ハラスメントへの早期対応に向けた専門職の配置など、相談体制を強化する。
- ⑤ 事案の早期発見のための対教職員・児童生徒へのアンケートを実施
- ⑥「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の学校の対応マニュアル」 等の作成

※教職員間のハラスメントに係る取組については、「高知県立高知南高等学校及び土佐清水市立小学校において発生したハラスメント事案に関する対応検証と今後の対策について」(令和6年4月 高知県教育 委員会)における「検証を踏まえた今後の対策」と同じ。

# 不祥事全般に共通する対策

- ① 教職員による不祥事防止対策のためのポータルサイトを開設
- ② 各学校における不祥事防止対策のための体制構築
  - : 各学校において、「不祥事防止委員会」を設置し、学校外の視点も踏まえて、 防止対策や初期対応体制の確認、校内研修の設定等を行うよう、学校経営計画 の策定等を通じて働きかける。

# 2. 発生した事案への県教育委員会としての対応体制の強化

- ① 県教育委員会内部での情報共有の徹底
- ② 速やかな事実確認のための取組の実施
  - : (県立学校) 県教育委員会により速やかな聞き取りを実施する。

(市町村立学校) 県教育委員会より服務監督権者である市町村教育委員会に対し、 速やかな聞き取り等について指導・助言をし、必要に応じて、 聞き取りへの同席も行う。

- ③ 被害者等に寄り添った対応の実施
  - : 心理の専門家の同席、対応窓口の統一、定期的な連絡・報告等を実施する。
- ④ 加害者への配置を含めた適切な対応の協議・検討
  - :被害者の安全確保や児童生徒への影響等を踏まえた対応を協議・検討を行う。
- ⑤ 事案への対応手順等の明確化
- :上記の①~④等を踏まえた県教育委員会としての具体的な対応手順等(別紙)を 作成し、迅速で適切な対応を図る。
- :事案発覚から処分等まで3ヶ月を目安に速やかに対応を実施する。

## ③ 不祥事事案が発生した場合の学校に対する個別対応の実施

- : 事案が発生した学校に対して、当面、学校に定期訪問を行い、再発防止策等の協議を実施する。(市町村立学校については市町村教育委員会に実施を働きかける。)
- ④ 重大な不祥事事案であって、県教育委員会では客観的に調査を実施することが困難 な場合等には、県教育委員会から独立した立場で当該個別事案の調査等を実施する 第三者調査委員会を設置